

# 資格認定要領の改正等について（JR四国）

## 1. 資格の有効期間

資格有効期間が「発行の日から3年間」から「交付の日から3年間（36ヶ月後の月末まで）」に変更になります。

交付の日は、講習開催日の最終日から起算します。

### (1) 2019年度までの既発行の認定証の場合

事務処理の関係で講習開催日の概ね1ヶ月後を発行日としていました。工事管理者等でクレペリン検査の有効期限と一致していませんでした。

例 講習開催日	2017.5.25～2017.5.26 の場合
運適有効期間	2020.5.31
記載発行日	2017.7.15
資格有効期間	2020.7.14 → 2020.5.31

新規取得の場合は、発行日まで資格は有効になりませんでした。

保安講習会システムで修正していますので、有効期間を確認してください。

### (2) 2020年度以降発行の認定証の場合

原則として、講習開催日の最終日を起算日として資格有効期間を算出します。工事管理者など、クレペリン検査の有効期限と一致します。

講習開催日	2020.5.25～2020.5.26 の場合
運適有効期間	2023.5.31
資格有効期間	2023.5.31 一致

新規取得の場合には、交付の日（認定証を受領した日）から資格は有効になります。

## 2. 列車見張員の新規の場合の実務経歴

列車見張員の新規取得について、「1年以上の実務経歴」から「6ヶ月以上の実務経歴」に短縮されました。

## 3. 列車見張員（限定）新規1日コースの新設

列車見張員（限定）新規の取得について、過去1年以内に列車見張員（限定）の資格を有した者又は、過去1年以内に列車見張員資格を有し満65歳を超えて列車見張員（限定）を受検する者は、講習会の標準指導日数を1.0日に短縮することができるようになりました。

列車見張員(限定)継続講習で不合格になった場合や更新講習の受講を忘れた場合に、失効後1年以内であれば列車見張員(限定)新規1日コースが受講できます。列車見張員(限定)新規1日コースは、松山地区及び高知地区でも開催しますが、松山地区及び高知地区の列車見張員（新規、継続及び更新）の受講者が多い場合は、高松地区で受講をお願いする場

合があります。

## 4. 列車見張員及び列車見張員（限定）の合格基準

列車見張員等及び列車見張員等の実地試験（ダイヤの見方）の合格判定が 100%から 90%以上になります。

## 5. 保守用車工事監督者の新規の受講条件

保守用車工事監督者新規の受講条件が、「軌道工事管理者として6年以上の実務経歴」から「工事管理者又は軌道工事管理者として6年以上の実務経歴」に変更になります。

## 6. 運転適性検査（クレペリン）の受検について

運転適性検査（クレペリン）の有効期間を確認し、受講者の自主管理により保安講習会システムで申請の際に「運適希望の有無」を選択するようになります。

- ① 工事管理者(在)、工事管理者(TKT)、軌道作業責任者、特殊運転者(MC)、特殊運転者(軌陸)、列車見張員等及び列車見張員等（限定）、並びに線路閉鎖工事監督者及び保守用車工事監督者の 65 歳以上では、クレペリン検査を受検する必要があります。保安講習会システムで申請の際に「運転適性検査（クレペリン）の有効期間を確認し、「運適希望の有無」を必ず選択して受検してください。
- ② 列車見張員等（限定）、線路閉鎖工事監督者及び保守用車工事監督者は、65 歳以上になると毎年クレペリン検査を受検する必要があります。  
毎年、受検が必要でしたが、受検の機会は2月の高松地区に限られていました。松山地区(8月)、高知地区(11月)及び高松地区(5月、8月及び11月)の列車見張員講習の際に受検できるようになります。クレペリン検査の有効期間(1年後の月末)を超えないように繰上げて受検してください。
- ③ 工事管理者(在)、工事管理者(TKT)、軌道作業責任者、特殊運転者(MC)、特殊運転者(軌陸)、列車見張員等及び列車見張員等（限定）、並びに線路閉鎖工事監督者及び保守用車工事監督者の 65 歳以上では、クレペリン検査を受検する必要があります。クレペリン検査で不合格になった場合に、上記の資格は一時失効します。既に保有している資格は、直近（松山地区(8月)、高知地区(11月)及び高松地区(5月、8月及び11月、2月に開催)の運転適性検査(再検査)を受検し合格すれば有効になります。  
受講した以外の資格の延伸の場合は、認定証の発行を申請してください。(発行手数料が別途必要です。)
- ④ 受講者の錯誤等によりクレペリン検査を受検しなかった場合は、資格が失効しますので注意してください。クレペリン検査の有効期間中に運転適性検査（一般）を列車見張員講習の際に受検できるようにしています。  
列車見張員等(限定)、線路閉鎖工事監督者及び保守用車工事監督者で年齢制限等のためクレペリン検査を受検しない場合に、工事管理者等の資格を延伸するためにクレペリン検査の有効期間中(3年後の月末)に受検し、認定証の発行を申請してください。(発行手数料が別途必要です。)

## 7. 列車見張員等(限定)の受講について

列車見張員等(限定)の受講機会は2月の高松地区に限られていました。松山地区（8月）、高知地区（11月）及び高松地区（5月、8月及び11月）の列車見張員等講習に合わせて列車見張員等(限定)の継続・更新講習を受講できるようにします。ただし、松山地区及び高知地区は、列車見張員等（新規、継続及び更新）の受講者が多い場合に高松地区で受講をお願いする場合があります。

## 8. 講習会受講申込書等について

### ① 医学適性検査の判定基準の改正について

- (1) H30.8.1以降の講習から「色覚」においては、「色神正常であること」から「赤色、青色及び黄色が識別できることを正常とする」に改正になりました。
- (2) H28.4.1以降の講習から「矯正視力の場合は、常用眼鏡による視力が各眼1.0以上のもの」が「矯正視力の場合は、常用眼鏡による視力が各眼0.7以上のもの」に改正されました。

なお、「1眼1.0以上他眼0.5以上」の基準は、裸眼の場合のみ適用となります。

### ② 第2号様式（受講者履歴及び技術経歴書）の作成について

- (1) 工務部長認定、又はJR他社の資格で継続講習を受講する場合を除き、継続講習の申請の際に当該資格の認定証のコピーを添付することで第2号様式は不要とします。
- (2) 技術経歴が必要な資格の新規講習を受講する場合に、失効して1年未満の当該資格の認定証のコピーを添付することで技術経歴欄の記載は省略できます。
- (3) 本人確認欄は、記載内容を受講者本人が確認して、自署サインして押印してください。

## 9. 特殊運転者（軌陸）について

軌陸両用車を軌道上で運転する場合に特殊運転者（軌陸）認定証を有する者でなければ運転できません。なお、保守用車工事監督者又は特殊運転者（MC）認定証を保有する者は、上位資格として特殊運転者（軌陸）認定証を有する者とみなされます。

### 軌陸両用車の軌道上の運転について

- ※1 工事用重機械を装備していない軌陸両用車（例：三転ダンプ）を軌道上で運転し作業を行う場合は、分岐器の通過の有無にかかわらず特殊運転者（軌陸）の資格が必要です。
- ※2 工事用重機械を装備した軌陸両用車（例：オンレールバックホー等）で分岐器の通過を伴う（保守用車使用扱い）作業を行う場合は、重機械運転者と特殊運転者（軌陸）の両方の資格が必要です。分岐器の通過を伴わない場合（線路閉鎖工事扱い）

は、により重機械運転者の資格のみで作業を行うことができます。

- ※3 三転ダンプの運転には、普通（中型）自動車免許証以上が必要です。
- ※4 オンレールバックホー等の運転には、道路交通法に定める運転免許証及び安衛法に定める運転免許、技能講習修了証、特別教育修了証、並びに重機械運転者認定証が必要です。
- ※5 工事管理者、軌道工事管理者、軌道作業責任者認定証を有する者（JR 四国での受講者に限る）は、特殊運転者（軌陸）の講習受講は必要ですが運転適性検査及び学力検査が免除されますので、申請の際に工事管理者等認定証のコピーを添付してください。
- ※6 資格者が所属する会社は、軌陸両用車の構造、載線、離線、走行、異常時取り扱いについて 0.5 日程度の社内教育を行う必要があります。

## 1 0. 保安要員の保安講習について

列車見張員等及び列車見張員（限定）の保安講習は、従来、請負会社講習会（四国開発建設安全衛生協力会が開催）として実施していましたが、平成 24 年 2 月実施の列車見張員（限定）講習会から、日本鉄道施設協会に委嘱され開催することになりました。改正の概要は、下記のとおりです。

- ※1. 受講資格は、従来と同じです。認定証の有効期間が従来 の 1 年から 3 年に延伸され、1 年毎に更新講習の受講が義務付けられ、受講しない場合は失効します。  
（受講例）  
新規 ⇒ 更新 ⇒ 更新 ⇒ 継続 ⇒ 更新 ⇒ 更新 ⇒
- ※2. 新規及び継続講習では、医学適性検査、運転適性検査、学科試験を行います、更新講習では※3. の場合を除き講習のみとなります。
- ※3. 列車見張員（限定）講習において講習日当日において満 65 歳以上 70 歳未満の者は、医学適性検査及び運転適性検査を行います。
- ※4. 工事管理者、軌道工事管理者又は軌道作業責任者資格（ただし有効期間内のものに限る）を有し、満 65 歳を超えて列車見張員（限定）として従事する場合は、事前に列車見張員（限定）認定証を申請してください。申請条件は、心身ともに健全で、講習日当日において満 70 歳未満の者です。
- ※5. 列車見張員新規資格者及び列車見張員（限定）新規資格者が所属する会社は、別途、列車見張員の有資格者（実務経験者）の下で技能訓練を 1.0 日以上受講することを行う必要があります。なお、列車見張員（限定）、列車見張員の実務経験者がある場合、技能訓練は不要です。
- ※6. 列車見張員（限定）新規受講者は、講習 2 日目に 0.5 日の模擬技能訓練を行います。列車見張員の服装及び列車防護用具（信号炎管、信号旗（赤白）、合図用具（呼笛）、時計）を持って参加してください。

## 1 1. 安全教育（10 条教育）について

安全教育（10条教育）は、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（H13.12国土交通省令第151号）第10条（係員の教育及び訓練等）に基づく教育及び訓練です。

JR四国工務部より日本鉄道施設協会に、平成23年度実施のものから、JR四国管内で業務を行う工事従事者の安全教育（10条教育）の委嘱を受けました。工事従事者のうち、下記係員については、過去概ね1年毎に「安全教育（10条教育）」を毎年受講していなければ、当該係員として従事できなくなります。

1. 「列車等の運転に直接関係する作業を行う係員」
  - 線路閉鎖工事監督者
  - 保守用車工事監督者
  - 踏切警備員
2. 「施設及び車両の保守その他これに類する作業を行う係員」
  - 工事管理者
  - 軌道工事管理者

日本鉄道施設協会で安全教育（10条教育）を受講した場合、工事管理者等資格認定証に「10条教育受講済み」等の押印を行い、監督員等が容易に受講確認できるようになります。

#### 受講の確認の方法の例

- ① 工事管理者等の継続取得者の場合  
H27年度中に10条教育を受講していることを確認して、H28年度に工事管理者等として従事できる。  
H28年度にも10条教育を受講していることを確認できることが望ましいが、毎年受講を義務付けているため確認は必要に応じて行う。
- ② 工事管理者等の新規取得者の場合  
H28年度に10条教育を受講していることを確認して以降に、H28年度に工事管理者等として従事できる。